

第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(旭 川 森 林 計 画 区)

(第 一 次 変 更 計 画 書)

計 画 期 間 $\left[\begin{array}{l} \text{自 平 成 3 1 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令 和 6 年 3 月 3 1 日} \\ \text{(変 更 年 月 令 和 2 年 3 月)} \end{array} \right]$

近畿中国森林管理局

目 次

〔国有林野施業実施計画書〕

2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	1
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	1
	(1) 保護林の名称及び区域	1
6	レクリエーションの森の名称及び区域	2
8	その他必要な事項	3
	(3) 森林共同施業団地	3

第5次国有林野施業実施計画（旭川森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき、国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

【変更事由】

「「国有林野管理経営規程の運用について」等の一部改正について」（平成31年3月28日付林国経第187号林野庁長官通知）による様式変更に伴い一部計画書を変更します。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(3) 水源涵養^{かん}タイプの施業群別の上限伐採面積

国有林野管理経営規程第5条第1項第3号に基づいて定める、水源涵養^{かん}タイプの森林における主伐の上限伐採面積は次のとおりです。計画期間の主伐面積は、施業上類似の取扱いをすべき林分ごとに上限伐採面積を上回って計画することはできません。

(単位：ha)

施業群分類	上限伐採面積	備考
複層林施業	—	複層林Ⅰ群、Ⅱ群
長伐期施業	152	長伐期
通常伐期施業	184	分散伐区Ⅰ群、Ⅱ群

注1:上限伐採面積は計画期間5年分の合計面積。

注2:備考欄は施業群の細分。

Ⅰ群は過去の施業の取扱いにおいて枝打を計画した、又は実施した箇所。

Ⅱ群はⅠ群以外の箇所。

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

保護林の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の2の(3)のア)

(単位：ha)

区分	名称	面積	位置(国有林・林小班)	特徴等	備考
希少個体群 保護林	竜ノ口山アラカシ希少個体群保護林	16.47	竜ノ口山 811い	岡山県南部の希少な植生(アラカシ)の保護	
	加茂山モミ・ツガ・トチノキ希少個体群保護林	17.63	加茂山 842り 843に	岡山県南部の希少な植生(モミ・ツガ・トチノキ)の保護	
計	2箇所	34.10			

6 レクリエーションの森の名称及び区域

レクリエーションの森の箇所別の詳細は次のとおりです。（地域管理経営計画の4の(1)のイ）

（単位：ha）

種類	名称	面積	位置(国有林・林小班)及び施業方法	選定理由	既存施設の概要及び施設整備	備考
野外スポーツ地域	藤ヶ鳴山 野外スポーツ地域	132.51	藤ヶ鳴山 863い～は、へ 864ろ 育成複層林へ導くための施業	隣接する「岡山市日応寺自然の森」の野球場やテニスコート等と一体的利用が可能なパブリックゴルフ場等を造成し、森林レクリエーションの場として利用されている。	既存施設の概要 ・ゴルフ場、クラブハウス、管理施設、遊歩道、研修・保養施設、駐車場、進入道路、研修宿泊施設、体験牧舎、野営場 (民間) ・星の広場 (岡山県)	
			藤ヶ鳴山 863に1～ほ 864い 865い、ろ 天然生林へ導くための施業			
			藤ヶ鳴山 863イ、ロ 864イ 865イ～ニ 林地以外			
計	1箇所	132.51				
自然休養林	操山自然休養林 (風致ゾーン)	125.55	操山 803に 804に 805は 育成複層林へ導くための施業	日本三名園の一つである後樂園や社寺の背景林としての景観美を持ち、数多くの古墳、野仏等の歴史探訪ができる森林として利用されている。	既存施設の概要 ・遊歩道、園地展望所 (国)	
			操山 803い～は、ほ 804い～は、ほ 805い、ろ 天然生林へ導くための施業			
			操山 804イ 805イ、ロ 林地以外			
計	1箇所	125.55				
合計	2箇所	258.06				

注：1 「位置及び施業方法」欄は、主伐、間伐面積を記載。

2 「既存施設の概要及び施設整備」欄については、「既存施設の概要」は整備された代表的な施設の概要で（ ）は管理主体等、「施設整備」は、国が整備を行う施設整備の計画がある場合記載。

8 その他必要な事項

(3) 森林共同施業団地

森林共同施業団地の箇所別の概況は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(3)のウ)

(単位：ha)

名 称	対 象 地 (国有林・林班)		面積	協定の概要
真庭市湯原湖北部地域森林共同施業団地	民		675	協定名：真庭市湯原湖北部地域森林整備等推進協定 協定相手方：岡山県、公益社団法人おかやまの森整備公社、真庭市、真庭森林組合、森林整備センター中国四国整備局 計画的な森林整備及び低コストで効率的な路網整備を行う。森林整備により発生する間伐材等の有効利用に努める。
	国	深谷 1051、1052 山ノ神谷 1069～1071 ウチハ谷官造 2 沢谷官造 2 フカタニツルザカ官造 8、9 フカタニココロタワ官造 9	492	
合 計	民		675	1 箇所
	国		492	